

事 務 連 絡
平成23年5月16日

宮城県、山形県
福島県、茨城県
栃木県、群馬県
埼玉県、千葉県
東京都、神奈川県
新潟県、山梨県
長野県、静岡県

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

食品中の放射性物質検査の実施について（依頼）

標記について、下記のとおり、対応方をお願いします。

記

1. 今般の生茶葉から放射性セシウムの検出が継続していることを踏まえ、荒茶についても検査を実施し、暫定規制値（500Bq/kg）を超えるものが流通しないよう対応すること。
なお、荒茶に加工する場合、生茶に比較して重量が5分の1程度になるので、留意すること。
2. 淡水魚（アユ、ワカサギ）及びシラス並びにたけのこ及び山菜についても暫定規制値を超える事例が報告されていることから、これらの品目についても生産状況を踏まえ、モニタリング検査を強化すること。